

大阪市規則第134号

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第159号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第6（第8条関係） ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表 [表 別紙2 挿入] イ 消防局職員の勤務成績による割合表 [表 別紙4 挿入] ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表 [表 別紙6 挿入] エ 教育職員の勤務成績による割合表 [表 別紙8 挿入] [備考 略]	別表第6（第8条関係） ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表 [表 別紙1 挿入] イ 消防局職員の勤務成績による割合表 [表 別紙3 挿入] ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表 [表 別紙5 挿入] エ 教育職員の勤務成績による割合表 [表 別紙7 挿入] [備考 同左]
別表第7（第8条関係） ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表 [表 別紙10 挿入] イ 消防局職員の勤務成績による割合表 [表 別紙12 挿入] ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表 [表 別紙14 挿入] エ 教育職員の勤務成績による割合表 [表 別紙16 挿入] [備考 略]	別表第7（第8条関係） ア 消防局職員、学校事務職員及び教育職員以外の職員の勤務成績による割合表 [表 別紙9 挿入] イ 消防局職員の勤務成績による割合表 [表 別紙11 挿入] ウ 学校事務職員の勤務成績による割合表 [表 別紙13 挿入] エ 教育職員の勤務成績による割合表 [表 別紙15 挿入] [備考 同左]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

[別表第6アの表 別紙1]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
指定職給料表の適用を受ける職員	<u>100分の143.4</u>	<u>100分の121.1</u>	<u>100分の98.8</u>	<u>100分の80.1</u>	<u>100分の65.1</u> 又は <u>100分の53.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
局長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の161.2</u>	<u>100分の140</u>	<u>100分の118.8</u>	<u>100分の100.1</u>	<u>100分の85.1</u> 又は <u>100分の73.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又	<u>100分の111.9</u>	<u>100分の108.6</u>	<u>100分の103.9</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の91.3</u> 又は <u>100分の87.5</u>

は1級の職員					のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
--------	--	--	--	--	----------------------------------

[別表第6アの表 別紙2]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
指定職給料表の適用を受ける職員	<u>100分の145.9</u>	<u>100分の123.6</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の82.6</u>	<u>100分の67.6</u> 又は <u>100分の56.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
局長級の職員	<u>100分の175.5</u>	<u>100分の148.9</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の175.5</u>	<u>100分の148.9</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の167</u>	<u>100分の145.4</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の105.1</u>	<u>100分の90.1</u> 又は <u>100分の78.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又	<u>100分の116.3</u>	<u>100分の113.2</u>	<u>100分の108.8</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の96.3</u> 又は <u>100分の92.5</u>

は1級の職員					のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
--------	--	--	--	--	----------------------------------

[別表第 6 イの表 別紙 3]

勤務成績による区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
局長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の161.2</u>	<u>100分の140</u>	<u>100分の118.8</u>	<u>100分の100.1</u>	<u>100分の85.1</u> 又は <u>100分の73.8</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員	<u>100分の161.4</u>	<u>100分の140.8</u>	<u>100分の120.2</u>	<u>100分の101.5</u>	<u>100分の86.5</u> 又は <u>100分の75.2</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員又は 3 級の職員	<u>100分の121.7</u>	<u>100分の115.3</u>	<u>100分の105.7</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の95</u> 、 <u>100分の91.3</u> 又は

					<u>100分の87.5</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
2級の職員又は1級の職員	<u>100分の114.5</u>	<u>100分の110.5</u>	<u>100分の104.5</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の95</u> 、 <u>100分の91.3</u> 又は <u>100分の87.5</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第 6 イの表 別紙 4]

勤務成績による区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
局長級の職員	<u>100分の175.5</u>	<u>100分の148.9</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の175.5</u>	<u>100分の148.9</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の167</u>	<u>100分の145.4</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の105.1</u>	<u>100分の90.1</u> 又は <u>100分の78.8</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員	<u>100分の171</u>	<u>100分の148.1</u>	<u>100分の125.2</u>	<u>100分の106.5</u>	<u>100分の91.5</u> 又は <u>100分の80.2</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員又は 3 級の職員	<u>100分の127.3</u>	<u>100分の120.7</u>	<u>100分の110.8</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100 分の 100、</u> <u>100分の96.3</u> 又

					は <u>100分の92.5</u> のうちから勤 務成績等に基づ く支給区分に 応じて総務局 長が定める割 合
2級の職員又は1級の職員	<u>100分の119.5</u>	<u>100分の115.5</u>	<u>100分の109.5</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の100</u> 、 <u>100分の96.3</u> 又 は <u>100分の92.5</u> のうちから勤 務成績等に基づ く支給区分に 応じて総務局 長が定める割 合

[別表第6ウの表 別紙5]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の169.7</u>	<u>100分の143.5</u>	<u>100分の117.3</u>	<u>100分の98.6</u>	<u>100分の83.6</u> 又は <u>100分の72.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の161.2</u>	<u>100分の140</u>	<u>100分の118.8</u>	<u>100分の100.1</u>	<u>100分の85.1</u> 又は <u>100分の73.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の111.9</u>	<u>100分の108.6</u>	<u>100分の103.9</u>	<u>100分の96.3</u>	<u>100分の91.3</u> 又は <u>100分の87.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第6ウの表 別紙6]

相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員	<u>100分の175.5</u>	<u>100分の148.9</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
部長級の職員	<u>100分の175.5</u>	<u>100分の148.9</u>	<u>100分の122.3</u>	<u>100分の103.6</u>	<u>100分の88.6</u> 又は <u>100分の77.3</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長級の職員	<u>100分の167</u>	<u>100分の145.4</u>	<u>100分の123.8</u>	<u>100分の105.1</u>	<u>100分の90.1</u> 又は <u>100分の78.8</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100分の116.9</u>	<u>100分の113.6</u>	<u>100分の108.9</u>	<u>100分の101.3</u>	<u>100分の96.3</u> 又は <u>100分の92.5</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第 6 エの表 別紙 7]

勤務成績による区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
校長又は園長	<u>100分の151.9</u>	<u>100分の136.6</u>	<u>100分の121.3</u>	<u>100分の108</u>	<u>100分の95.9</u>
副校長又は教頭	<u>100分の145.1</u>	<u>100分の133.8</u>	<u>100分の122.5</u>	<u>100分の109.2</u>	<u>100分の97.1</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の108.5</u>	<u>100分の106.5</u>	<u>100分の103.5</u>	<u>100分の98.1</u>	<u>100分の93.7</u>

[別表第 6 エの表 別紙 8]

勤務成績による区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
校長又は園長	<u>100分の157.3</u>	<u>100分の141.8</u>	<u>100分の126.3</u>	<u>100分の113</u>	<u>100分の100.9</u>
副校長又は教頭	<u>100分の150.5</u>	<u>100分の139</u>	<u>100分の127.5</u>	<u>100分の114.2</u>	<u>100分の102.1</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養 護教諭、栄養教諭、講師、助教 諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の114.1</u>	<u>100分の111.9</u>	<u>100分の108.6</u>	<u>100分の103.1</u>	<u>100分の98.7</u>

[別表第7アの表 別紙9]

相対評価区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100 分の 59.75</u>	<u>100 分の 59.25</u>	<u>100 分の 58.75</u>	<u>100 分の 52.35</u>	100 分の 48.45 又は <u>100 分の 46.35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3 級の職員、2 級の職員又は 1 級の職員	<u>100 分の 49.15</u>	<u>100 分の 48.95</u>	<u>100 分の 48.75</u>	<u>100 分の 46.05</u>	100 分の 44.65 又は <u>100 分の 43.85</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7アの表 別紙10]

相対評価区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100 分の 62.25</u>	<u>100 分の 61.75</u>	<u>100 分の 61.25</u>	<u>100 分の 54.85</u>	100 分の 50.95 又は <u>100 分の 48.85</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じ、総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3 級の職員、2 級の職員又は 1 級の職員	<u>100 分の 51.65</u>	<u>100 分の 51.45</u>	<u>100 分の 51.25</u>	<u>100 分の 48.55</u>	100 分の 47.15 又は <u>100 分の 46.35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じ、総務局長が定める割合

[別表第7イの表 別紙11]

勤務成績による区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
局長級の職員、部長級の職員、課長級の職員又は課長代理級の職員	<u>100 分の 59.75</u>	<u>100 分の 59.25</u>	<u>100 分の 58.75</u>	<u>100 分の 52.35</u>	<u>100 分の 48.45</u> 又は <u>100 分の 46.35</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員、3級の職員、2級の職員又は1級の職員	<u>100 分の 48.75</u>	<u>100 分の 48.75</u>	<u>100 分の 48.75</u>	<u>100 分の 46.05</u>	<u>100 分の 45.45</u> 、 <u>100 分の 44.65</u> 又は <u>100 分の 43.85</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第 7 イの表 別紙 12]

勤務成績による区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
局長級の職員、部長級の職員、課長級の職員又は課長代理級の職員	<u>100 分の 62.25</u>	<u>100 分の 61.75</u>	<u>100 分の 61.25</u>	<u>100 分の 54.85</u>	<u>100 分の 50.95</u> 又は <u>100 分の 48.85</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合
係長級の職員、3 級の職員、2 級の職員又は 1 級の職員	<u>100 分の 51.25</u>	<u>100 分の 51.25</u>	<u>100 分の 51.25</u>	<u>100 分の 48.55</u>	<u>100 分の 47.95</u> 、 <u>100 分の 47.15</u> 又は <u>100 分の 46.35</u> のうちから勤務成績等に基づく支給区分に応じて総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙13]

相対評価区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100 分の 59.75</u>	<u>100 分の 59.25</u>	<u>100 分の 58.75</u>	<u>100 分の 52.35</u>	100 分の 48.45 又は <u>100 分の 46.35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じ、総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3 級の職員、2 級の職員又は 1 級の職員	<u>100 分の 49.15</u>	<u>100 分の 48.95</u>	<u>100 分の 48.75</u>	<u>100 分の 46.05</u>	100 分の 44.65 又は <u>100 分の 43.85</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じ、総務局長が定める割合

[別表第7ウの表 別紙14]

相対評価区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
局長級の職員、部長級の職員又は課長級の職員	<u>100 分の 62. 25</u>	<u>100 分の 61. 75</u>	<u>100 分の 61. 25</u>	<u>100 分の 54. 85</u>	100 分の 50. 95 又は <u>100 分の 48. 85</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じ、総務局長が定める割合
課長代理級の職員、係長級の職員、3 級の職員、2 級の職員又は 1 級の職員	<u>100 分の 51. 65</u>	<u>100 分の 51. 45</u>	<u>100 分の 51. 25</u>	<u>100 分の 48. 55</u>	100 分の 47. 15 又は <u>100 分の 46. 35</u> のうちから人事評価等に基づく支給区分に応じ、総務局長が定める割合

[別表第 7 エの表 別紙 15]

勤務成績による区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
校長、園長、副校長又は教頭	<u>100分の58.75</u>	<u>100分の58.75</u>	<u>100分の58.75</u>	<u>100分の52.05</u>	<u>100分の45.95</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の48.75</u>	<u>100分の46.55</u>	<u>100分の44.25</u>

[別表第 7 エの表 別紙 16]

勤務成績による区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
校長、園長、副校長又は教頭	<u>100分の61.25</u>	<u>100分の61.25</u>	<u>100分の61.25</u>	<u>100分の54.55</u>	<u>100分の48.45</u>
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の51.25</u>	<u>100分の49.05</u>	<u>100分の46.75</u>

(令和 6 年 11 月 29 日揭示済)